

議案第 13 号

調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の一部を
改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 26 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

許可条件等及び特記事項の欄を追加することで、より適正な事務を執行するため提案するものです。

調布市教育委員会規則第 4 号

調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の一部を
改正する規則

調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則（昭和63年
教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6号様式中

「

許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
---------	-----------------

」

を

「

許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
許 可 条 件 等	

」

に改める。

第8号様式及び第9号様式中

「

不 許 可 理 由	
-----------	--

」

を

「

特 記 事 項	
不 許 可 理 由	

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の様式は，その残品の存する間，所要の修正を加え，なお使用することができる。

調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																						
<p>○調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則 昭和63年3月28日教育委員会規則第6号</p>	<p>○調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則 昭和63年3月28日教育委員会規則第6号</p>																						
第6号様式（第7条関係）	第6号様式（第7条関係）																						
文 書 番 号 年 月 日	文 書 番 号 年 月 日																						
様	様																						
調布市教育委員会 印	調布市教育委員会 印																						
総合開放許可・不許可通知書	総合開放許可・不許可通知書																						
調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則第7条の規定により、次のとおり許可・不許可としたので通知します。	調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則第7条の規定により、次のとおり許可・不許可としたので通知します。																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>団 体 名</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>学 校 名</td><td></td></tr> <tr><td>施 設 名</td><td>1 校庭 2 体育館 3 プール 4 普通教室 5 特別教室</td></tr> <tr><td>許 可 期 間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr> <tr><td style="background-color: #cccccc;">許 可 条 件 等</td><td></td></tr> </table>	団 体 名		代 表 者 氏 名		学 校 名		施 設 名	1 校庭 2 体育館 3 プール 4 普通教室 5 特別教室	許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	許 可 条 件 等		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>団 体 名</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>学 校 名</td><td></td></tr> <tr><td>施 設 名</td><td>1 校庭 2 体育館 3 プール 4 普通教室 5 特別教室</td></tr> <tr><td>許 可 期 間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr> </table>	団 体 名		代 表 者 氏 名		学 校 名		施 設 名	1 校庭 2 体育館 3 プール 4 普通教室 5 特別教室	許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
団 体 名																							
代 表 者 氏 名																							
学 校 名																							
施 設 名	1 校庭 2 体育館 3 プール 4 普通教室 5 特別教室																						
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで																						
許 可 条 件 等																							
団 体 名																							
代 表 者 氏 名																							
学 校 名																							
施 設 名	1 校庭 2 体育館 3 プール 4 普通教室 5 特別教室																						
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>不 許 可 理 由</td><td></td></tr> </table>	不 許 可 理 由		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>不 許 可 理 由</td><td></td></tr> </table>	不 許 可 理 由																			
不 許 可 理 由																							
不 許 可 理 由																							
<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの</p>	<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請</p>																						

改正後

訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第8号様式（第8条関係）

目的外使用（許可・不許可）通知書		受 付 番 号			
次のとおり目的外使用の申請を <small>許 可</small> としたので通知します。 <small>不 許 可</small>					
団 体 名	年 月 日				
申 請 者	住 所	調 布 市 教 育 委 員 会 印			
	氏 名			様	
	電 話			調布市立	学校長 印
使 用 日	年 月 日（ 曜日） 午前 時から 午前 時まで 午後 時から 午後 時まで				
使 用 施 設	1 校庭 2 体育館 3 普通教室 4 特別教室				
使 用 目 的	種 目（ ）		<input type="checkbox"/> 大会 <input type="checkbox"/> 試合 <input type="checkbox"/> 練		
	その他（ ）				
使用（入場）予定 人 員	大 人 人 こども 人	計 人			
使 用 設 備 等	バレーボール（ 組） インディアカ（ 組） バドミントン（ 組） ユニホッケー（ 組） 卓球（ 組） そ の 他（ ） バスケットボール（ 組） （ 組） ※ボール・ラケット等は利用者で用意すること。				
特 記 事 項					
不 許 可 理 由					

調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の規定による。

使用上の注意をよく守ってください。

改正前

求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第8号様式（第8条関係）

目的外使用（許可・不許可）通知書		受 付 番 号			
次のとおり目的外使用の申請を <small>許 可</small> としたので通知します。 <small>不 許 可</small>					
団 体 名	年 月 日				
申 請 者	住 所	調 布 市 教 育 委 員 会 印			
	氏 名			様	
	電 話			調布市立	学校長 印
使 用 日	年 月 日（ 曜日） 午前 時から 午前 時まで 午後 時から 午後 時まで				
使 用 施 設	1 校庭 2 体育館 3 普通教室 4 特別教室				
使 用 目 的	種 目（ ）		<input type="checkbox"/> 大会 <input type="checkbox"/> 試合 <input type="checkbox"/> 練		
	その他（ ）				
使用（入場）予定 人 員	大 人 人 こども 人	計 人			
使 用 設 備 等	バレーボール（ 組） インディアカ（ 組） バドミントン（ 組） ユニホッケー（ 組） 卓球（ 組） そ の 他（ ） バスケットボール（ 組） （ 組） ※ボール・ラケット等は利用者で用意すること。				
不 許 可 理 由					

調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の規定による。

使用上の注意をよく守ってください。

改正後

改正前

- 1 学校内では、校長の許可を受けた場合を除き、喫煙及び飲食を禁止します。
- 2 使用時間は、厳守してください。
- 3 許可以外の用具及び施設は、使用しないでください。
- 4 片付け、清掃等は責任を持って使用者が行ってください。
- 5 使用の際は、係員にこの許可通知書を提示し、その指示に従ってください。
- 6 使用施設に専用の出入口がある場合には、そこから出入りしてください。
- 7 使用中に起きた事故については、一切使用者がその責を負います。
- 8 学校行事等により許可の取消し又は変更となる場合があります。
- 9 使用料は、調布市行政財産使用料条例（昭和47年条例第19号）第4条の規定により無料とします。
- 10 その他教育委員会又は校長が指示する事項を遵守してください。

- 1 学校内では、校長の許可を受けた場合を除き、喫煙及び飲食を禁止します。
- 2 使用時間は、厳守してください。
- 3 許可以外の用具及び施設は、使用しないでください。
- 4 片付け、清掃等は責任を持って使用者が行ってください。
- 5 使用の際は、係員にこの許可通知書を提示し、その指示に従ってください。
- 6 使用施設に専用の出入口がある場合には、そこから出入りしてください。
- 7 使用中に起きた事故については、一切使用者がその責を負います。
- 8 学校行事等により許可の取消し又は変更となる場合があります。
- 9 使用料は、調布市行政財産使用料条例（昭和47年条例第19号）第4条の規定により無料とします。
- 10 その他教育委員会又は校長が指示する事項を遵守してください。

(委員会又は校長⇒申請者)

(委員会又は校長⇒申請者)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第9号様式（第8条関係）

第9号様式（第8条関係）

目的外使用通知書		受付番号	
次のとおり目的外使用の申請を許可としましたので通知します。 不許可			
団体名			年 月 日
申請者	住所	調布市教育委員会 印	
	氏名		
	電話		

目的外使用通知書		受付番号	
次のとおり目的外使用の申請を許可としましたので通知します。 不許可			
団体名			年 月 日
申請者	住所	調布市教育委員会 印	
	氏名		
	電話		

改正後				改正前			
使用日	年 月 日 (曜日)			午前 午後	時から	午前 午後	時まで
使用施設	1 校庭 2 体育館 3 普通教室 4 特別教室						
使用目的	種目 ()		<input type="checkbox"/> 大会 <input type="checkbox"/> 試合 <input type="checkbox"/> 練習				
	その他 ()						
使用(入場)予定人員	大人	人		子ども	人	計	人
使用設備等	バレーボール (組) インディアカ (組) バドミントン (組) ユニホッケー (組) 卓球 (組) そ の 他 () バスケットボール (組) (組) ※ボール・ラケット等は利用者で用意すること。						
特記事項							
不許可理由							

調布市立 学校長 宛
調布市教育委員会 宛

調布市立 学校長 宛
調布市教育委員会 宛

(委員会⇒学校, 学校⇒委員会)

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。